

問11 受動喫煙防止条例の施行など、受動喫煙防止対策の動きについてどのように考えていますか。  
次の中から2つまで選んでください。(○は2つまで)

- 1 利用者の健康を守るために必要である
- 2 受動喫煙防止は世界的な動きである
- 3 利用者により良いサービスを提供するために必要である
- 4 条例などにより規制されているので、やむを得ないことである
- 5 自主的な取組みで十分である
- 6 その他(具体的に: )

問12 貴施設は今後の受動喫煙防止対策について、県にどのようなことを期待しますか。  
次の中から3つまで選んでください。(○は3つまで)

- 1 受動喫煙による健康への悪影響についての普及啓発
- 2 喫煙者へのマナー向上のための普及啓発
- 3 たばこをやめたい人への禁煙(卒煙)サポートや未成年者への喫煙防止教育
- 4 受動喫煙防止対策に積極的に取り組む施設や団体との連携・協同
- 5 受動喫煙防止対策を行う施設の管理者への経済的支援
- 6 受動喫煙防止対策を行う施設の管理者への技術的支援
- 7 受動喫煙防止条例の着実な運用
- 8 受動喫煙防止に関する規制の強化
- 9 規制によらない自主的な取組みの促進
- 10 その他(具体的に: )

問13 受動喫煙防止条例など受動喫煙防止対策について、ご意見・ご提案がございましたら、ご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。  
同封の返信用封筒で、10月31日(月)までにご投函ください。(切手は不要です)

施設調査票(案)

調査にお答えいただく前に、貴施設(平成23年10月1日現在)についてうかがいます。次の設問(F1~F3)はいただきました回答を統計的に分析・集計するために使用するものです。貴施設を特定し、指導や注意を行うことは一切ありません。必ずご記入ください。

F1 貴施設の種別を○で囲んでください。

1 学校(幼稚園、小中高校、大学など及び類似施設)	2 病院、診療所または助産所
3 薬局	4 あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院
5 劇場、映画館、演芸場	6 観覧場(スポーツや見世物を見るための施設)
7 集会場または公会堂	8 展示場
9 体育館、ボウリング場などの運動施設	10 公衆浴場(銭湯、サウナなど)
11 百貨店、スーパーマーケットその他の物品販売店	12 銀行、保険会社などの金融機関
13 図書館、博物館、美術館、動物園及び類似施設	14 老人ホーム、保育所などの社会福祉施設
15 官公庁施設(1~14に該当するものを除く)	16 食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店
17 キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	18 ホテル、旅館などの宿泊施設
19 ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	20 マージャン店、パチンコ店及び類似施設
21 1~20に該当しないサービス施設	

F2 貴施設の形態を○で囲んでください。

- 1 独立した建物
- 2 ビル、地下街の一部を使用

F3 貴施設の規模(建物または管理している範囲の床面積)を○で囲んでください。

- 1 50㎡以下
- 2 51㎡~100㎡
- 3 101㎡~300㎡
- 4 301㎡~700㎡
- 5 701㎡~1,000㎡
- 6 1,001㎡以上

問1 あなた(「施設の管理者または責任者」をいう。以下同様。)は「受動喫煙」という言葉をご存じですか。次の中から1つ選んでください。(○は1つ)

- 1 言葉も意味も知っている
- 2 言葉は知っている
- 3 知らなかった(今回の調査で初めて知った)

問2 「受動喫煙」とは、室内などで、自分の意思とは関係なく、他人のたばこの煙を吸わされることをいいます。あなたは受動喫煙の健康への影響について、どのように思いますか。  
次の中から1つ選んでください。(○は1つ)

- 1 健康への影響がある
- 2 健康への影響はない【⇒問4へお進みください。】
- 3 わからない【⇒問4へお進みください。】

《問3は、問2で「1 健康への影響がある」を選んだ方がお答えください。》

問3 あなたは受動喫煙によりどのような健康への影響があると思いますか。次の「健康への影響」について、それぞれ1つ選んでください。(1つの「健康への影響」に○は1つ)

肺がんや心臓病などの生活習慣病の危険性を高める	1 影響がある	2 影響はない	3 わからない
子どもの肺炎、気管支喘息や中耳炎の危険性を高める	1 影響がある	2 影響はない	3 わからない
乳幼児突然死症候群の危険性を高める	1 影響がある	2 影響はない	3 わからない
妊婦の早産や低体重児出生の危険性を高める	1 影響がある	2 影響はない	3 わからない
その他(具体的に: )			

《問4～問5はすべての施設がお答えください。》

問4 あなたは健康増進法第25条で、「学校、病院、飲食店など多くの人利用する施設の管理者は、利用者の受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と定められていることをご存じですか。次の中から1つ選んでください。(○は1つ)

- |         |                         |
|---------|-------------------------|
| 1 知っている | 2 知らなかった(今回の調査ではじめて知った) |
|---------|-------------------------|

問5 あなたは神奈川県受動喫煙防止のための条例(神奈川県公共施設における受動喫煙防止条例(以下「受動喫煙防止条例」といいます))についてご存じですか。次の中から1つ選んでください。(○は1つ)

- |            |              |                               |                                       |
|------------|--------------|-------------------------------|---------------------------------------|
| 1 内容を知っている | 2 内容を少し知っている | 3 条例があることは知っている【⇒問7にお進みください。】 | 4 知らなかった(今回の調査ではじめて知った)【⇒問7にお進みください。】 |
|------------|--------------|-------------------------------|---------------------------------------|

《問6は、問5で「1 内容を知っている」「2 内容を少し知っている」を選んだ方がお答えください。》

問6 受動喫煙防止条例の内容について、知っているものをすべて選んでください。(○はいくつでも)

- |  |                            |                                  |   |                                 |                              |   |                                   |
|--|----------------------------|----------------------------------|---|---------------------------------|------------------------------|---|-----------------------------------|
| 1 不特定または多数の者が利用する室内またはこれに準ずる環境での受動喫煙を防止するものである | 2 学校や病院、官公庁施設は禁煙にしなければならない | 3 飲食店やホテル、娯楽施設は禁煙または分煙にしなければならない | 4 小規模な飲食店や小規模な宿泊施設、パチンコ店やマージャン店は条例の規制が努力義務である | 5 全ての施設で、条例の基準を満たした喫煙所の設置が可能である | 6 施設の入口に禁煙または分煙の表示をしなければならない | 7 保護者がいっしょでも、喫煙所や喫煙席(区域)に従業員以外の未成年者を立ち入らせてはならない | 8 必要な義務を果たさない施設には罰則(過料)が科される場合がある |
|--|----------------------------|----------------------------------|---|---------------------------------|------------------------------|---|-----------------------------------|

《問7～問8はすべての施設がお答えください。》

問7 あなたは受動喫煙防止条例を何で知りましたか。また、問5で「4 知らなかった(今回の調査ではじめて知った)」を選んだ方は、どのような方法でお知らせするのが良いと思いますか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。(○はいくつでも)

- |         |           |        |             |        |      |                 |          |           |                 |         |           |               |                  |             |                |
|---------|-----------|--------|-------------|--------|------|-----------------|----------|-----------|-----------------|---------|-----------|---------------|------------------|-------------|----------------|
| 1 県のたより | 2 市町村の広報紙 | 3 新聞報道 | 4 テレビ・ラジオ番組 | 5 タウン紙 | 6 雑誌 | 7 イベント・街頭キャンペーン | 8 条例の説明会 | 9 県の職員の訪問 | 10 県のチラシ・リーフレット | 11 ポスター | 12 ホームページ | 13 家族・友人からの情報 | 14 加入している団体からの情報 | 15 禁煙や分煙の表示 | 16 その他(具体的に: ) |
|---------|-----------|--------|-------------|--------|------|-----------------|----------|-----------|-----------------|---------|-----------|---------------|------------------|-------------|----------------|

問8 貴施設は受動喫煙を防止するために、どのような対策をしていますか。

利用客が利用する屋内部分の対策について、次のⅠ、Ⅱ、Ⅲの中から1つ選び、Ⅱを選んだ施設は、さらに下の番号の中から1つ選んでください。(○は1つ(Ⅱを選んだ場合は1つずつ))  
※1 貴施設がビルや地下街の一部を使用している場合には、管理している範囲についてお答えください。

Ⅰ 利用客が利用する屋内部分の全てを「禁煙の場所」にしている

Ⅱ 利用客が利用する屋内部分に「禁煙の場所」と「喫煙できる場所」を設けている  
【⇒下の1～6から1つ選んでください(○は1つ)】

- |   |  |  |  |                               |               |
|---|--|--|--|-------------------------------|---------------|
| 1 仕切りなどで区切った「喫煙所」(※2)を設け、「禁煙の場所」にたばこの煙が流れ出るのを防止している | 2 「喫煙所」を設けているが、「禁煙の場所」にたばこの煙が流れ出るのを防止していない | 3 「喫煙席(区域)」(※3)と「禁煙の場所」を仕切りなどで区切り、「禁煙の場所」にたばこの煙が流れ出るのを防止している | 4 「喫煙席(区域)」と「禁煙の場所」を分けているが、「禁煙の場所」にたばこの煙が流れ出るのを防止していない | 5 昼食時など一定の時間帯には、「禁煙の場所」を設けている | 6 その他(具体的に: ) |
|---|--|--|--|-------------------------------|---------------|

※2 「喫煙所」=たばこを吸うためだけの場所

※3 「喫煙席(区域)」=たばこを吸いながら施設のサービスを受けることができる場所

Ⅲ 屋内に「禁煙の場所」は無い(全ての場所で喫煙できる)【⇒問10にお進みください。】

《問9は、問8で「Ⅰ 利用客が利用する屋内部分の全てを「禁煙の場所」にしている」「Ⅱ 利用客が利用する屋内部分に「禁煙の場所」と「喫煙できる場所」を設けている」を選んだ方がお答えください。》

問9 貴施設の受動喫煙防止対策の現状に対して、利用者からはどのような反応がありますか。次の中から1つ選んでください。(○は1つ)

たばこを吸わない利用者の反応	1 良い	2 どちらかというが良い	3 どちらかという良くない	4 良くない	5 わからない
たばこを吸う利用者の反応	1 良い	2 どちらかというが良い	3 どちらかという良くない	4 良くない	5 わからない

《問10～問13はすべての施設がお答えください。》

問10 貴施設は利用客が利用する屋内部分について、今後、どのような受動喫煙防止対策に取り組む予定ですか。次の中から1つ選んでください。(○は1つ)

- |                            |                              |   |  |                           |                      |               |
|----------------------------|------------------------------|---|--|---------------------------|----------------------|---------------|
| 1 すでに実施している受動喫煙防止対策を今後も続ける | 2 利用客が利用する屋内部分の全てを「禁煙の場所」にする | 3 仕切りなどで区切った「喫煙所」を設け、「禁煙の場所」にたばこの煙が流れ出るのを防止する | 4 「喫煙席(区域)」と「禁煙の場所」を仕切りなどで区切り、「禁煙の場所」にたばこの煙が流れ出るのを防止する | 5 受動喫煙防止対策の取組みについては検討中である | 6 受動喫煙防止対策に取り組む予定は無い | 7 その他(具体的に: ) |
|----------------------------|------------------------------|---|--|---------------------------|----------------------|---------------|